



## 298 広告灯

定格電圧 100V 以上 300V 以下の交流の電路に使用するものに限る。定格周波数 50Hz 又は 60Hz

【一般呼称の例】 電飾看板、デジタルサイネージ



電飾看板の例



デジタルサイネージの例

1. 照明目的以外の電灯器具であって、広告を目的とするもの。
2. 建造物の側壁、ポール等に固定設置され、屋内配線等の固定配線から接続器を介さずに電源が供給されるものであるときは、「広告灯」に該当しないと解釈し、対象外として取り扱う。(範囲等の解釈 三 8. (19))

### 【過去の対象・非対象事例】

液晶モニターや企業ロゴ照明などを組み込み、屋外で企業、店舗等の広告宣伝用に使用するものは、「広告灯」で扱う。(出典：サインディスプレイ 平成 17 年 7 月 15 日製品安全課)